

# \* 別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ \*

## 婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部**を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のHP〉 →



## 面会交流

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。
- ・子どもがいる場合は、その**健やかな成長のために**、面会交流について**しっかりと話し合う**ようにしてください。

## 児童手当の受給者の変更

- ・父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方**に優先的に支給します(※離婚協議中であることを証明する書類が必要)。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。

問合せ先 **こども福祉課 ☎0766-51-6546**

## ひとり親家庭の相談窓口

- ・離婚前相談、養育費や生活費、仕事、子どものこと、ご自身の不安なことなど、こども福祉課にいる母子・父子自立支援員と家庭児童相談員がご相談をお受けします。

〈相談時間〉平日の9時から17時まで

- 相談は、電話でも面談でもお受けします。
- 電話による相談で、相談員がすぐに対応できない場合は、折り返しご連絡します。
- 面談による相談の場合は、日時の調整をいたしますので、事前にご連絡ください。

問合せ先 **こども福祉課 ☎0766-51-6671(相談専用ダイヤル)**

## 女性のための無料相談窓口

〈女性相談に関する射水市のHP〉 →



- ・パートナーや家族との関係、職場での人間関係の悩みなど、女性専門相談員がご相談をお受けします。相談時間は約50分です。
- 完全予約制です。事前にご連絡ください。相談場所は、予約時にお知らせします。

問合せ先 **市民活躍・文化課 ☎0766-51-6622**

## DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

〈DVに関する富山県のHP〉 →



- ・配偶者から暴力等を受けている方に向けて、**相談・情報提供・一時保護**などを受け付ける窓口を設置しています。

問合せ先 **富山県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター) ☎076-465-6722**  
**市民活躍・文化課 ☎0766-51-6622**

※離婚を考えている方は、裏面をご覧ください。

(法テラスなどの問い合わせ先についても記載があります)

# \* 離婚を考えている皆さまへ \*

## 財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



- ・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。
- ・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

※離婚後**2年間**の期間制限あり。

## 年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →



- ・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割**して、それぞれ、自分の年金とすることができます。

※離婚後**2年間**の期間制限あり。

## 子どもがいる方へ

〈離婚に関する法務省のHP〉 →  
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



### ○親権者

- ・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

### ○養育費

- ・**養育費**とは、**子どもが自立する(例えば大学等を卒業する。)**までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

### ○面会交流

- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流**することをいいます。

- ・**養育費**や**面会交流**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにしてください。

〈養育費に関する  
裁判所のHP〉 →



〈面会交流に関する  
裁判所のHP〉 →



### ○児童扶養手当

- ・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。

問合せ先 **こども福祉課 ☎0766-51-6546** ※児童手当の受給者変更については裏面をご覧ください

(問い合わせ先)

- 自治体の**家庭相談窓口**について知りたい方や**DVIにお悩みの方**は、裏面もご覧ください。

- 法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター(法テラス)**へ。 →



- 法務省のHP**では、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。 →



- ひとり親家庭への支援策については、**厚生労働省のHP**もご参照ください。 →

